

諮問日：令和3年4月28日（令和3年度（最情）諮問第7号）

答申日：令和3年10月25日（令和3年度（最情）答申第28号）

件名：特定の最高裁判所判事が就いてきた公職名とその就任期間の分かる文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定年月日に至るまでに、特定の最高裁判所判事が就いてきた公職名とその就任期間の分かる文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「履歴書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、最高裁判所事務総長が、本件対象文書について原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち別紙記載の各部分を開示し、その余の部分を開示しないとしていることは、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 非開示の箇所には、公職名とその在任期間（以下「公職の経歴」という。）が記載されている箇所が存在すること

本件対象文書の履歴書用紙には「庁名」欄が入っており、公職の経歴を記載することを目的とした「履歴書」であることが明らかである。

非開示部分は「庁名」欄まで非開示としていることから、特定の判事が何らかの「庁」に係った「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

が記載されている箇所が存在することは確実である。

実際に、特定の判事は公職を歴任している事実がある。例えば、特定年月日から最高裁判事に就任する前日の特定年月日に至るまで、特定地方の職員（特定の審議会会長，委員）であった。

- 2 公職の経歴は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書ハに該当すること

上記の法の趣旨は、最高裁判所において、平成10年（行ヒ）第54号（平成15年11月11日判決最高裁第3小法廷）にて「公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が同条2号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解する」ものである。公職の経歴は、公的機関の名称、公職名、就任、離任の有無及びその日付の情報にすぎず、その中には「公務員個人の私事に関する情報」は含まれない。

- 3 公職の経歴は、法5条1号ただし書ロに該当すること

公職の経歴を非開示にすると、行政事件において、例えば、特定の事件のように被告側であった特定の判事が最高裁判事に転任してその上告事件を裁く立場に立つといった除斥事由に該当する場合であっても、経歴を秘匿して不公正な裁判を行うことが可能になり、国民の「生命、健康、生活又は財産」が損なわれる。よって、公職の経歴の情報は、法5条1号ただし書ロに該当するのである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 履歴書は、その氏名欄に裁判官の氏名が記載され、その他の欄には当該裁判官の経歴等が具体的に記載されていることから、これらの情報は、全て法5条1号の個人識別情報に相当するものである。

これらの情報のうち、裁判官の氏名は官報等により公にされ、また、生年月

日及び履歴事項に記載された職歴のうち、開示した部分については、最高裁判所において公にすることが予定されている情報であることから、法5条1号ただし書イに相当する情報と認められるが、その他の情報については、同号ただし書イに相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに相当する事情もない。

2 本件対象文書中、裁判所以外の国の機関が所管する委員会等の委員等としての履歴を開示した部分については、当該委員会等を所管する行政府省等において、当該委員会等の現在の委員等の名簿等をウェブサイトで公開していることから、法5条1号ただし書イに相当する情報として開示したものである。

なお、履歴書の不開示部分を改めて確認したところ、別紙記載の各部分は、委員会等を所管する行政府省等において、現在の委員等の名簿又は委員の氏名が記載された答申書をウェブサイトで公開していることが判明したことから、開示するのが相当との判断に至った。

## 第5 調査審議の経過

当委員会では、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |                       |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 令和3年4月28日 | 諮問の受理                 |
| ② | 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受   |
| ③ | 同年7月16日   | 本件対象文書の見分及び審議         |
| ④ | 同年8月30日   | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同年9月24日   | 審議                    |
| ⑥ | 同年10月22日  | 審議                    |

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、その氏名欄に特定の最高裁判所判事の氏名が記載され、その他の欄には当該判事の本籍、生年月日、学歴及び職歴等が記載されていることが認められ、これらの情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、当該判事の氏名、生年月日及び大

学の卒業履歴は、法5条1号ただし書イに相当する情報として開示され、また、履歴事項欄に記載された職歴のうち、裁判所以外の国の機関が所管する委員会等の委員等としての履歴部分の一部については、上記委員会等を所管する行政府省等において、上記委員会等の現在の委員等の名簿及び委員の氏名が記載された答申書がウェブサイトで公開されていることから法5条1号ただし書イに相当する情報として開示され、又は開示するのが相当との判断に至ったとのことである。

当委員会は、当委員会庶務を通じ、原判断において上記の委員等としての履歴が開示された部分及び別紙記載の各部分の不開示事由該当性に関連して、上記委員会等を所管する行政府省等のウェブサイトにおいては、現在の委員等の名簿、及び委員の氏名が記載された答申書が公開されていることを確認した。この確認結果を踏まえれば、裁判所以外の国の機関が所管する委員会等の委員等としての履歴が記載されている部分のうち、上記委員会等を所管する行政府省等のウェブサイトにおいて現在の委員等の名簿が公開されている場合における委員の履歴、同じく上記ウェブサイトにおいて委員の氏名が記載された答申書が公開されている場合における委員の履歴については、法5条1号ただし書イに相当する情報と認められる。

そして、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は、同号ただし書イに相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分のうち別紙記載の各部分は、法5条1号ただし書イに相当する情報と認められるから、開示するのが相当であるが、その余の部分は同号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、最高裁判所事務総長が別紙記載の各部分を開示し、その余の部分を開示しないとしていることは、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子

別紙

- 1 5丁目の2行目
- 2 6丁目の3行目
- 3 7丁目の13行目, 16行目, 21行目
- 4 8丁目の1行目